

私立専修学校運営費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>私立専修学校運営費補助金交付要綱（昭和 56 年 3 月 3 日岩手県告示第 285 号）</p> <p style="text-align: right;">[略] 令和 6 年 3 月 27 日 一部改正</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 私立専修学校における教育の振興を図るため、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）又は同法第 64 条第 4 項に規定する法人（以下「準学校法人」という。）が専修学校を運営する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>様式第 1 号（別表関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 3 号（別表関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号（<u>第 4</u> 関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 印</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県指令総務第 号で補助金の交付の決定の通知があった私立専修学校運営費補助金について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。</p> <p>[略]</p>	<p>私立専修学校運営費補助金交付要綱（昭和 56 年 3 月 3 日岩手県告示第 285 号）</p> <p style="text-align: right;">[略] 令和 6 年 3 月 27 日 一部改正 <u>令和 8 年 2 月 26 日 一部改正</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 私立専修学校における教育の振興を図るため、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）又は同法第 152 条第 5 項に規定する法人（以下「準学校法人」という。）が専修学校を運営する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>様式第 1 号（別表関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>[略]</p> <p>様式第 3 号（別表関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>[略]</p> <p>様式第 4 号（<u>第 7</u> 関係） [略]</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった私立専修学校運営費補助金について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 8 年 2 月 26 日から施行する。</p>	